

【新旧対照表】 令和8年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容(運営管理)

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-② 運営管理			
2 基本方針及び組織 (2)利用者の人権の擁護、虐待の防止	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>一人</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。</p> <p>また、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u>及び<u>(4)</u> (略)</p> <p>【基本的考え方】</p> <p><u>1 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)は内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>1 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人<u>ひとり</u>の人格を尊重して運営を行わなければならない。</p> <p>また、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)</p> <p>【関係法令等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第3条</u></p> <p><u>(4)</u>及び<u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	検査基準見直しによる改正
<u>(22) 業務管理体制</u>			

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) その確認に係る全ての教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所(その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。)</u> <u>又は乳児等通園支援事業所が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者</u> <u>市町村長に届け出</u></p> <p><u>(2) その確認に係る教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所又は乳児等通園支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者</u> <u>内閣総理大臣に届け出</u></p> <p><u>(3) 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者</u> <u>都道府県知事に届け出</u></p> <p><u>3 届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者</u> <u>法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。</u></p> <p><u>(2) 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者</u> <u>法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法</u></p>		

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>令に適合することを確保するための規程を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 業務管理体制を整備しているか。</u></p> <p><u>1 業務管理体制の整備に関する事項について、区分に応じて届け出ているか。</u></p> <p><u>1 届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく届け出ているか。</u></p> <p><u>1 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任しているか。</u></p> <p><u>2 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</u></p> <p><u>3 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</u></p> <p>【根拠法令等】</p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第 55 条</u></p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援法施行規則第 45 条</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】</p> <p><u>(1) 業務管理体制を整備していない。【C】</u></p> <p><u>(1) 業務管理体制の整備に関する事項について、区分に応じて届け出していない。【C】</u></p> <p><u>(1) 届け出た事項に変更があった時は、遅滞なく届け出していない。【C】</u></p> <p><u>(1) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任</u></p>		

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>者（法令遵守責任者）を選任していない。</u> <u>(1) 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。【C】</u> <u>(1) 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っていない。【C】</u></p>		
<p>4 職員の状況 (2) 職員配置（公定価格） (3) 職員配置（法外援護）</p>	<p>【基本的考え方】 ii 調理員等 <u>利用定員 20 人の施設は 1 人、21 人以上 40 人以下の施設は 2 人（うち 1 人は非常勤）、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）</u></p> <p>【基本的考え方】 1 保育士の増配置に係る各法外援護費については、必要とされる増配置保育士を充足している場合にのみ算定すること。</p>	<p>【基本的考え方】 ii 調理員等 <u>利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）</u></p> <p>【基本的考え方】 1 保育士の増配置に係る各法外援護費については、必要とされる増配置保育士を充足している場合にのみ算定することとし、その算定方法等は次によること。</p> <p><u>(1) 職員の特定</u> <u>ア 法外援護費の算定上、在籍する職員（保育士及び調理員等）について、有資格、無資格の順により、上位から下位に、次のように特定する。</u> <u>第一 公定価格の基本分単価に含まれる職員（以下「国基準職員」という。）</u> <u>第二 区加算職員（常勤）</u> <u>第三 区加算職員（非常勤）</u> <u>第四 施設独自職員</u> <u>イ 上記アの各区分における保育士数は、入所児童</u></p>	<p>通知廃止・発出による修正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
		<p><u>(他区市町村からの受託児を含む)の数を基礎に、次の算式により得た数とする。</u></p> <p><u>(ア) 国基準職員数</u> $\frac{\text{零歳児数} \times 1}{3} + \frac{(1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1)}{6}$ $+ \frac{(3 \text{歳児数} \times 1)}{15} + \frac{(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1)}{25}$ <u>(チーム保育推進加算の適用を受ける場合は $\frac{1}{30}$) + 利用定員 90 人以下加配 1 + 保育標準時間認定受入加配 1</u></p> <p><u>(イ) 区加算職員数 (常勤)</u> $\{ \frac{\text{零歳児数} \times 1}{3} + \frac{(1 \text{歳児数} \times 1)}{5} + \frac{(2 \text{歳児数} \times 1)}{6} + \frac{(3 \text{歳児数} \times 1)}{15} + \frac{(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1)}{25} \}$ <u>(チーム保育推進加算の適用を受ける場合は $\frac{1}{30}$) + 民間施設充実保育士 (定員 60 人以下 1、定員 91 人以上 1) + 11 時間開所保育士 (定員 61 人以上 1) + 分散園舎保育士 (常勤の場合のみ) + 延長保育保育士 (延長保育実施保育所 1)} + 保育標準時間認定受入加配 1 - 国基準職員数</u></p> <p><u>(ウ) 区加算職員数 (非常勤)</u> <u>民間施設充実保育士 (定員 61 人から 90 人まで 1)</u> <u>(特別保育事業を一つ実施している施設に限る。)</u> <u>+ 11 時間開所保育士 1</u></p> <p><u>(エ) 施設独自職員 上記(ア)、(イ)、(ウ)を合計した職員数を越えて、施設において独自に配置している職員数。ただし、チーム保育推進加算による増員、産休等代替職員を除く。</u></p> <p><u>(オ) 上記(ア)、(イ)における算定は、小数第 1 位 (小数第 2 位以下切捨て) まで求め、合計数において 1 人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。</u></p> <p><u>(カ) (ア)、(イ) で用いる年齢別配置基準は、雇用配属上の人数だけでなく、日々の登園児童数に対する職員配置においても遵守すること。</u></p> <p><u>(キ) 職員増配置に係る法外援護費を適用する場合は、附則 2 の経過措置 (旧配置基準を適用し、3 歳</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
		<p><u>児、4歳以上児の年齢別配置基準を、それぞれ（3歳児数×1/20）、（4・5歳児数×1/30）として算定するもの）に関わらず、なお（ア）、（イ）による算定とすること。</u></p> <p><u>（ク）（ア）、（イ）にて、チーム保育推進加算の適用を受ける場合に、4歳以上児の年齢別配置基準に係る算式を（4・5歳児数×1/30）とするのは、職員の特定上の人数整合のために規定するものであり、（4・5歳児数×1/25）とする場合に算出される職員数は、チーム保育推進加算の増員により確保すること。</u></p> <p><u>（ケ）公定価格の各種加算の適用上必要となる職員については、法外援護費の加算対象となる増配置職員以外での配置とし、（ア）、（イ）それぞれの積算にその人数を加えること。また、公定価格の基本分単価及び各種加算の適用上配置する職員の所定労働時間その他労働条件は、別記13（8）を充足すること。</u></p> <p><u>ウ 職員の特定においては、非常勤職員の所定労働時間を合計して常勤職員の相当数に換算するいわゆる常勤換算は、いずれの区分においても原則行わない。</u></p> <p><u>なお、前項の職員増配置に係る各法外援護費の算定上、常勤又は非常勤と扱う職員については、区要綱別記13-8に示す条件を満たしている必要がある。</u></p> <p><u>（2）法外援護費支給額の算定</u></p> <p><u>ア 必要とされる保育士数及び調理員等数は、区加算職員数と国基準職員数との差し引きにより算定する。</u></p> <p><u>イ 上記アにより算定された保育士数について、11時間開所保育対策事業における「保育士加算」は、保育士資格を有する者で充足されている場合のみ算定すること。</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(6) 関連帳簿の整備	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士登録証(保育士証)の写し、医師免許証の写し等) (2) 及び(3) (略)</p>	<p>なお、定員 61 人以上の施設の「保育士加算」については、2 名とも保育士資格を有する者で充足していなければ、「11 時間開所保育所」に係るすべての法外援護費について算定の対象とならないので、特に注意すること。 ウ 上記アにより算定された調理員数について、「零歳児調理員加算」は、充足されている場合のみ算定すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>※(経過措置) 当面の間、事業者の予期しない職員の休退職が発生したときは、別記 13 第 7 項第 1 号イ(ア)及び(イ)中「(3 歳児数×1/15) + (4・5 歳児数×1/25)」とあるのは、「(3 歳児数×1/20) + (4・5 歳児数×1/30)」と読み替えて適用できるものとする。この場合において、別記 13 第 7 項第 1 号における保育士の区加算職員(常勤及び非常勤)の配置に対する法外援護費は支給しないものとし、欠員等対策費の算定に係る保育士数の特定においては本項の規定を適用しない。</p> <p>【基本的考え方】 職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 及び(3) (略)</p>	
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>【基本的考え方】 3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p>	<p>【基本的考え方】 3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p>	検査基準見直しによる改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>・ 乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡（有効面積）以上。</p> <p>・ 保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡（有効面積）以上。</p> <p>・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。</p> <p>※他の社会福祉施設（例えば児童発達支援事業所）が併設されている場合において、交流（インクルーシブ保育）を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」）</p> <p>観点】 3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 都条例第 第 41 条</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】 (1) 基準面積が不足している。【C】</p>	<p>・ 乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡（有効面積）以上。</p> <p>・ 保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡（有効面積）以上。</p> <p>・ 屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。</p> <p>※他の社会福祉施設（例えば児童発達支援事業所）が併設されている場合において、交流（インクルーシブ保育）を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」）</p> <p>【観点】 3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>【関係法令等】 <u>(1) 都条例第 8 条、第 41 条</u></p> <p>【評価事項】 及び【評価】 (1) 基準面積が不足している。【C】</p>	
<p>12 公定価格における各種加算等の状況</p> <p><u>加算・減算等について</u></p>	<p>【基本的考え方】 1 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、<u>1歳児配置改善加算</u>、チーム保育加配加算、<u>主任保育士専任加算</u>、チーム保育推進加算、療育支援加算</p>	<p>【基本的考え方】 1 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、<u>満3歳児対応加配加算</u>、チーム保育推進加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、</p>	<p>通知廃止・発出による修正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員を満した上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>2 常勤以外の職員配置について (略)</p> <p><u>3 各種加算の適用について</u> <u>以下の加算において、加算要件を満たす場合に加算する。</u></p> <p><u>(1) 3歳児配置改善加算</u> <u>(2) 4歳以上児配置改善加算</u> <u>(3) 1歳児配置改善加算</u> <u>(4) 休日保育加算</u> <u>(5) チーム保育推進加算</u> <u>(6) 主任保育士専任加算</u> <u>(7) 療育支援加算</u> <u>(8) 事務職員雇上費加算</u> <u>(9) 高齢者等活躍促進加算</u> <u>(10) 施設機能強化推進費加算</u></p>	<p>基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員を満した上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>2 常勤以外の職員配置について (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(1) 3歳児配置改善加算～ (14)その他	<u>(11) 栄養管理加算</u> <u>(12) 処遇改善等加算</u> <u>4 各種減算の適用について</u> <u>以下の減算において、減算要件に該当する場合に減算する。</u> <u>(1) 施設長を配置していない場合</u> <u>(2) 安全計画の策定等をしていない場合</u> <u>(3) 経営情報の報告等を行っていない場合</u> <u>【観点】</u> <u>1 各種加算の要件を満たしているか。</u> <u>1 各種減算の要件に該当するか。</u> <u>【関係法令等】</u> <u>(1) 留意事項通知第4 (1)、(3)</u> <u>(2) 留意事項通知第1 (1) 別紙2Ⅲ2～5、9、別紙2Ⅵ1～3、7～8、11、処遇改善等加算通知第1の1、第2の1、第2の2、第2の3</u> <u>(3) 留意事項通知第1 (1) 別紙2Ⅳ2、4、5</u> <u>【評価事項及び評価】</u> <u>(1) 各種加算の要件を満たしていない。【C】</u> <u>(1) 各種減算の要件に該当しているが、減算処理をしていない。【C】</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>【観点】</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>【関係法令等】</u> <u>(1) 留意事項通知第4 (1)、(3)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>【評価事項及び評価】</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
13 法外援護費などの状況 (2) 法外援護費上の常勤・非常勤の取り扱い	<u>【基本的考え方】</u> <u>1 職員増配置に係る各法外援護費の算定上、常勤</u>	<u>【基本的考え方】</u> <u>1 職員増配置に係る各法外援護費の算定上、常勤</u>	検査基準見直しによる改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>又は非常勤と扱う職員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤</p> <p>上記 (1) 常勤に規定する以外の者。なお、区加算職員（非常勤）として特定する場合は、月の所定労働時間を <u>要綱に定められたとおり</u> 確保すること。</p>	<p>又は非常勤と扱う職員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤</p> <p>上記 (1) 常勤に規定する以外の者。なお、区加算職員（非常勤）として特定する場合は、月の所定労働時間を <u>少なくとも 80 時間以上、施設独自保育士加算対象者として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも 40 時間以上</u> 確保すること。</p>	

【新旧対照表】 令和8年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容(保育内容)

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
I-			
凡例 項目番号 50	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学52号</u> <u>「教育・保育施設等における事故の報告等について」</u></p> <p>【略称】 <u>こ成安第45号通知</u></p>	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学51号</u> <u>「教育・保育施設等における事故の報告等について」</u></p> <p>【略称】 <u>こ成安第44号通知</u></p>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 51	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和8年4月1日8福祉子保第19号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</u></p> <p>【略称】 <u>8福祉子保第19号通知</u></p>	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」</u></p> <p>【略称】 <u>6福祉子保第5649号通知</u></p>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 53	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号</u> <u>「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</u></p> <p>【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p>	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学第52号</u> <u>「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」</u></p> <p>【略称】 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号 54	<p>【関係緒法令及び通知等】 <u>令和7年9月16日こ成基第213号、こ成保第533号、こ成母第2065号、こ支家第381号、こ支障第352号、7初幼教第5号</u> <u>「保育所等における低年齢児の健康診断について」</u></p>	(追加)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>【略称】 <u>こ成保第 533 号通知</u></p>		号) の施行による追加。
凡例 項目番号 55	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和 8 年 4 月 7 日 こ成保第 253 号「延長保育事業の実施について」</u></p> <p>【略称】 延長保育実施要綱</p>	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和 6 年 4 月 1 日 こ成保第 225 号「延長保育事業の実施について」</u></p> <p>【略称】 延長保育実施要綱</p>	関係法令の一部改正による修正
凡例 項目番号 57	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和 8 年 3 月 31 日 7 こ保発第 16490 号「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」</u></p> <p>【略称】 <u>7 こ保発第 16490 号通知</u></p>	<p>【関係法令及び通知等】 <u>令和 5 年 5 月 12 日 5 こ保発第 10749 号「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」</u></p> <p>【略称】 <u>5 こ保発第 10749 号通知</u></p>	通知発出による修正
凡例 項目番号 54～62	54～62 (略)	54～61 (略)	項目番号 54 の新規追加による 54 から 62 までの連番修正
1 保育の状況 (2) 人権の尊重 イ 虐待等の行為	<p>【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>当該保育所に通う</u>他の児童による①、②又は④<u>までに掲げる</u>行為の放置その</p>	<p>【基本的考え方】 保育所の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、<u>同居人若しくは生活を共にする</u>他の児童による①、②又は④の行為の放置そ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの改訂による修正 ・児童福祉法改正による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(参考) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂 子ども家庭庁、文部科学省)</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 都条例第10条</p> <p>(2) 児童福祉法第33条の10、11</p> <p>(3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p>	<p>他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(参考) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 子ども家庭庁)</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 都条例第10条</p> <p>(2) 児童福祉法第33条の10</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p>	
2 食事の提供の状況	<p>【基本的考え方】</p> <p>(略)</p> <p>参考 「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」(子ども家庭庁)、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(略)</p> <p>参考 「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>	ガイドラインの策定による修正
3 健康・安全の状況 (3) 児童健康診断	<p>【基本的考え方】</p> <p>児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭支援センター 及び里親支援センターを除く。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>なお、母子保健法に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u></p> <p>子供の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子供の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 都条例第14条</p> <p><u>(2) 都規則第3条</u></p> <p><u>(3) 学校保健安全法第11条、13条、第17条</u></p> <p><u>(4) 学校保健安全法施行令</u></p> <p><u>(5) 学校保健安全法施行規則</u></p> <p><u>(6) 保育所保育指針第3章1(2)イ</u></p> <p><u>(7) 児発第284号通知</u></p> <p><u>(8) こ成保第533号通知</u></p>	<p>子供の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子供の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(1) 都条例第14条</p> <p><u>(2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条</u></p> <p><u>(3) 学校保健安全法施行令</u></p> <p><u>(4) 学校保健安全法施行規則</u></p> <p><u>(5) 保育所保育指針第3章1(2)イ</u></p> <p><u>(6) 児発第284号通知</u></p>	82号) の施行による見直し等
3 健康・安全の状況 (8) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>【観点】</p> <p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>・<u>児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠</u></p>	<p>【観点】</p> <p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>・<u>児童の顔が見える仰向けに寝かせているか。</u></p> <p>・<u>児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</u></p>	所用の文言修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>中の事故防止対策が講じられているか。</p>	<p>・厚着をさせすぎているか。 <u>・保育室内は禁煙となっているか。</u> <u>・機器の使用の有無にかかわらず、必ずそばで職員が見守っているか。</u></p>	
<p>3 健康・安全の状況 (9) 児童の安全確保 ウ 事故発生時の対応</p>	<p>【基本的考え方】 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ <u>自動車への置き去り事故</u> ⑤ <u>感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</u> ア～ウ (略) ⑥ <u>迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</u> ⑦ <u>その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等的事实があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</u> ① <u>受診した怪我等</u> ②～⑤ (略)</p> <p>【関係法令】</p>	<p>【基本的考え方】 1 (略) 2 ①～③ (略) ④ <u>感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合</u> ア～ウ (略) ⑤ <u>迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</u> ⑥ <u>その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合</u> ① <u>施設での怪我等</u> ②～⑤ (略)</p> <p>【関係法令】</p>	<p>通知廃止・発出による追加・修正</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p> <p>(2) 都条例第17条</p> <p>(3) 8 福祉子保第19号通知</p> <p>(4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p> <p>(5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</p> <p>(1) こ成安第45号通知</p> <p>(2) 8 福祉子保第19号通知</p> <p>(3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>【区】</p> <p>3 児童に事故があったときには、区長に対し「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」(令和8年3月31日付け7こ保発第16490号)に基づき速やかに事故報告書(別記7号様式)を提出しなければならない。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(3) 7こ保発第16490号</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</p> <p>(2) 都条例第17条</p> <p>(3) 6 福祉子保第5649号通知</p> <p>(4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p> <p>(5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</p> <p>(1) こ成安第44号通知</p> <p>(2) 6 福祉子保第5649号通知</p> <p>(3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>【区】</p> <p>3 児童に事故があったときには、区長に対し「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」(令和5年5月12日付け5こ保発第10749号)に基づき速やかに事故報告書(別記7号様式)を提出しなければならない。</p> <p>【関係法令】</p> <p>(3) 5こ保発第10749号</p>	

【新旧対照表】 令和8年度 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
Ⅲ－② 会計経理			
凡例 項目番号9	【関係法令及び通知等】 <u>令和7年4月11日付こ成保296 7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	【関係法令及び通知等】 <u>令和5年6月7日付こ成保39 5文科初第591号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」</u>	通知廃止・発出による修正
凡例 項目番号15	【関係法令及び通知等】 <u>令和6年3月26日付5福保子保第4028号委託費の適正管理の徹底について（通知）</u> <u>【略称】都第4028号通知</u>	<u>（追加）</u>	通知発出による追加
Ⅱ 共通 1 委託費の弾力運用 （2）積立資産 ア 積立資産等の管理	【基本的考え方】 貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。 <u>積立資産について、流動資産の預貯金や、他の事業の預貯金と同一通帳等で管理している場合には、預金調整表等の通帳の内訳を作成する必要がある。また、積立資産を経常的な支払いを行う通帳等で管理している場合には、一時的に使用するなど、目的外使用をすることがないように注意する必要がある。</u> 【関係法令】 3 経理等通知1(3)、(4) <u>都第4028号通知2</u> <u>4 都第4028号通知2</u>	【基本的考え方】 貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。 【関係法令】 3 経理等通知1(3)、(4)	積立資産の管理について経理等通知や都4028号通知を踏まえ、基本的考え方を整理
イ 積立資産の目的外使用	【観点】 4 <u>前年度以前の保育サービス推進事業補助金等の交付対象者が、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民</u>	【観点】 4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	関係法令等精査

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	対象施設に限られているか。		
II 共通 2 当期末支払資金残高 (1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	<p>【基本的考え方】 当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。 当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立資産として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。</p>	<p>【基本的考え方】 当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。 当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。</p>	所用の文言修正
(4) 前期末支払資金残高の取崩の処理	<p>【観点】 4 <u>前年度の保育サービス推進事業補助金等の交付対象者が、</u>同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業</p>	<p>【観点】 4 同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ</p>	関係法令等精査

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	れ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	
II 共通 4 貸付金処理	<p>【基本的考え方】</p> <p>委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。</p> <p>なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。</p> <p><u>また、各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への貸付について、総勘定元帳で正確に把握する必要がある。</u></p> <p>【関係法令】</p> <p>4 経理等通知 4 (2)</p> <p><u>都第 4028 号通知 2</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。</p> <p>なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。</p> <p>【関係法令】</p> <p>4 経理等通知 4 (2)</p>	貸付金の管理について、都第4028号通知を踏まえ、基本的考え方を整理。
III 社会福祉法人以外の者の 会計経理 (1) 経理処理等	<p>【基本的考え方】</p> <p><u>複数施設及び複数事業の現金預金を、保育所の経費の支払いのため、法人本部等の通帳等で一括して管理する場合には、</u></p> <p><u>①保育所の総勘定元帳上、本部に対する貸付金を認識し管理する</u></p> <p><u>②法人本部等の一括管理口座について、総勘定元帳等で保育所ごとに入出金や残高を管理する</u></p> <p><u>などの方法により継続的な記録を行う必要がある。決算期における現金預金の内訳の作成にあたっては、総勘定元帳等で継続的な記録に基づき作成しなければならない。</u></p> <p>【関係法令】</p> <p>5 第 295 号通知 第 1 の 3(3)②</p> <p><u>都第 4028 号通知 2</u></p> <p><u>6 都第 4028 号通知 2</u></p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>(追加)</p> <p>【関係法令】</p> <p>5 第 295 号通知 第 1 の 3(3)②</p>	現金預金の管理について、正規の簿記の原則や都第 4028 号通知を踏まえて、基本的考え方を整理。

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
IV 共通 1 処遇改善等加算 (1) 加算額に係る使途	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(2) 処遇改善等加算 I 加算率	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(3) 処遇改善等加算 I 賃金改善要件	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(4) 処遇改善等加算 I キャリアパス要件	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(5) 処遇改善等加算Ⅱ	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
(6) 処遇改善等加算Ⅲ	<u>(削除)</u>	【基本的な考え方】 (略) 【観点】 (略) 【関係法令】 (略) 【評価事項】及び【評価】 (略)	通知廃止
IV 共通 1 処遇改善等加算 <u>(1) 賃金の改善</u>	<u>【基本的な考え方】</u> <u>1 加算額の使途</u> <u>区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。</u> <u>区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u> <u>また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。</u> <u>2 賃金改善の方法</u> <u>処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないことを前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。</u> <u>3 他の施設・事業所の賃金改善への充当</u> <u>区分2に係る加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に</u>	<u>【基本的な考え方】</u> <u>(新設)</u>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>充てることができること。</u></p> <p><u>(注) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。)に限る。</u></p> <p><u>4 加算当年度の残額が翌年度に存在する場合の取扱い</u> <u>加算当年度の終了後、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた賃金総額」を下回った場合は、その翌年度内に速やかに、その差額の全額を一時金等により支払い、職員の賃金の改善に充てること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 区分1に係る加算額は、職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てているか。</u> <u>区分2、区分3に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に充てているか。</u> <u>増額改定の全額を職員の賃金の改善に充てているか。</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>(1) 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知しているか</u> <u>(2) 賃金改善を行う賃金の項目以外の項目の水準を低下させていないか。</u> <u>(3) 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に重点的に講じられているか。</u></p> <p><u>3 適正に他の施設・事業所の賃金改善に充てているか。</u></p> <p><u>4 加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額がある場合には、その翌年度内に速やかに、その全額を一時金等により支払い、職員の賃金改善に充てているか。</u></p> <p>【関係法令】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第5 1</u> <u>2 処遇改善等加算通知第5 2</u> <u>3 処遇改善等加算通知第5 3</u> <u>4 処遇改善等加算通知第5 4</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>1 区分1に係る加算額を、職員の賃金の勤続年数等を基</u></p>	<p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>準として行う昇給等に適切に充てていない。【C】</u></p> <p><u>区分2、区分3に係る加算額の全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</u></p> <p><u>増額改定の全額を職員の賃金の改善に充てていない。【C】</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>(1) 処遇改善等加算による賃金の改善に当たってその方針をあらかじめ職員に周知していない。【B】</u></p> <p><u>(2) 賃金改善を行う賃金の項目以外の項目の水準を低下させている。【C】</u></p> <p><u>(3) 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に重点的に講じられていない。【C】</u></p> <p><u>3 適正に他の施設・事業所の賃金改善に充てていない。【C】</u></p> <p><u>4 加算当年度の翌年度において加算当年度に支払うべき残額がある場合に、その翌年度内に速やかに、その全額を一時金等により支払い、職員の賃金改善に充てていない。【C】</u></p>		
<p><u>(2) 処遇改善等加算の要件</u></p> <p><u>区分1の要件</u></p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>当該施設の取組が次の1及び2のいずれにも適合すること又は区分3の適用を受けていること。</u></p> <p><u>1 次の(ア)及び(イ)に掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>(ア) 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。</u></p> <p><u>2 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次の(ア)及び(イ)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修</u></p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>(新設)</u></p>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>(ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。</u></p> <p><u>(イ) 保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援を実施すること。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。</u></p> <p><u>2 資質向上の目標及び具体的な計画を策定しているか。</u></p> <p><u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに そのフィードバックを行っているか。</u></p> <p><u>4 資格取得のための支援を実施しているか。</u></p> <p><u>5 要件に掲げる事項を全ての職員に周知しているか。</u></p> <p>【関係法令】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知第2 1(1)</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第2 1(2)</u></p> <p><u>3 処遇改善等加算通知第2 1(2)</u></p> <p><u>4 処遇改善等加算通知第2 1(2)</u></p> <p><u>5 処遇改善等加算通知第2 1(1)、(2)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>1 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めていない。【C】</u></p> <p><u>2 資質向上の目標及び具体的な計画を策定していない。【B】</u></p> <p><u>3 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u></p> <p><u>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施していない。【B】</u></p> <p><u>4 資格取得のための支援を実施していない。【B】</u></p> <p><u>5 要件に掲げる事項を全ての職員に周知していない。【B】</u></p>	<p>【観点】 <u>(新設)</u></p> <p>【関係法令】 <u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 <u>(新設)</u></p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>1 処遇改善等加算通知 第2 2(1)</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知 第2 2(2)</u></p> <p><u>3 処遇改善等加算通知 第2 2(3)</u></p> <p><u>4 処遇改善等加算通知 第2 2(4)</u></p> <p><u>5 処遇改善等加算通知 第2 2(5)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>1 「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っている。【C】</u></p> <p><u>2 区分2と区分3を合わせた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善していない。【C】</u></p> <p><u>3 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行っていない。【C】</u></p> <p><u>4 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っている。【C】</u></p> <p><u>5 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していない。【B】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<u>区分3の要件</u>	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>加算当年度の賃金改善実施期間において次に掲げる要件をすべて満たすこと。</u></p> <p><u>1 研修修了者が少なくとも合計1人以上いること。</u></p> <p><u>2 副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善加算通知第2 3(3)に定める要件を満たすこと。</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>1 研修修了者が少なくとも合計1人以上いるか。</u></p> <p><u>2 副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容</u></p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【観点】</p> <p><u>(新設)</u></p>	通知発出

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善加算通知第2 3 (3) に定める要件を満たしているか。</u></p> <p>【関係法令】</p> <p><u>1 処遇改善等加算通知 第2 3 (1)</u></p> <p><u>2 処遇改善等加算通知 第2 3 (2)</u></p> <p><u>3 処遇改善等加算通知 第2 3 (3)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>1 研修修了者が合計1人以上いない。【C】</u></p> <p><u>2 副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責、又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していない。【C】</u></p> <p><u>3 個別の職員に対する賃金の改善額は、副主任保育士等、職務分野別リーダー等の職員の区分に応じ、処遇改善加算通知第2 3 (3) に定める要件を満たしていない。【C】</u></p>	<p>【関係法令】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<u>(3)</u> 虚偽等の場合の返還措置	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>【観点】 (略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第7</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (略)</p>	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>【観点】 (略)</p> <p>【関係法令等】</p> <p><u>2 処遇改善等加算通知第8</u></p> <p>【評価事項】及び【評価】 (略)</p>	通知廃止・発出による修正
<u>(4)</u> その他	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>【観点】 (略)</p> <p>【関係法令等】 (略)</p>	<p>【基本的考え方】 (略)</p> <p>【観点】 (略)</p> <p>【関係法令等】 (略)</p>	通知廃止・発出による修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	【評価事項】及び【評価】 (略)	【評価事項】及び【評価】 (略)	